参考資料

参考資料 1 科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置く委員会

参考資料 2 委員名簿

参考資料3 審議経過

参考資料4 利益相反に関する概念整理

参考資料 5 組織としての利益相反マネジメントに関する情報整理

参考資料 6 利益相反マネジメントのシステム化事例

参考資料7 企業における営業秘密管理の実情

参考資料8 米国大学における技術流出防止マネジメントの事例

参考資料 9 安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン(産学連携学会)

参考資料10 研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン (産学連携学会)

参考資料11 安全保障貿易管理関係情報

(参考資料1)

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に置く委員会について

平成27年4月17日 科学技術・学術審議会 産業連携・地域支援部会

科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会運営規則第2条の規定に基づき、科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会に以下の委員会を置く。

名 称	調査検討事項
地域科学技術イノベーション推進委員会	地域イノベーション・エコシステム (異なるプレーヤーが 生態系システムのように相互に関与してイノベーション創 出を加速するシステム) の創出・実現に向けた現状と課題の 把握とともに、その解決策及び取り組むべき方向性・戦略に ついて検討を行う。
競争力強化に向け た大学知的資産マ ネジメント検討委 員会	大学が、学長のリーダーシップの下、外部機関との連携を 含めて、研究経営資源(研究開発投資の財源、知的財産等の 資産、研究人材等)を効果的に活用していくための戦略の在 り方について検討を行う。
大学等における産 学官連携リスクマ ネジメント検討委 員会	大学自身が、産学官連携を推進する上で生じ得るリスク要 因のマネジメントを研究経営上の重要な課題として捉え、適 切に対応するための方策等について検討を行う。

(参考資料2)

科学技術・学術審議会 産学連携・地域支援部会 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会 委員名簿

(臨時委員)

◎渡部俊也 東京大学政策ビジョン研究センター教授

○馬場章夫 大阪大学理事·副学長

(専門委員)

足立和成 山形大学大学院理工学研究科教授

飯田香緒里東京医科歯科大学研究産学連携推進機構教授、産学連携研

究センター長

伊藤伸東京農工大学大学院工学府教授

伊藤正実 群馬大学産学連携・共同研究イノベーションセンター教授

节原稔 徳島大学医学部長 植木俊哉 東北大学理事

江戸川泰路 新日本有限責任監査法人パートナー

新谷由紀子 筑波大学利益相反・輸出管理マネジメント室准教授

田仲信夫 一般財団法人安全保障貿易情報センター理事、総務企画

部長

西尾好司 株式会社富士通総研経済研究所主任研究員

野口義文 立命館大学研究部事務部長、産学官連携戦略本部副本部長

芳賀信彦 東京大学大学院医学系研究科教授

林いづみ 桜坂法律事務所弁護士

平井昭光 レックスウェル法律特許事務所長、弁護士、弁理士

三尾美枝子キューブM総合法律事務所弁護士

峯木英治 株式会社ブリヂストン知的財産本部長

◎:主杳、○:主杳代理

(五十音順、敬称略)

(参考資料3)

科学技術・学術審議会 産学連携・地域支援部会 大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会 審議経過

第1回 平成27年4月23日(木)

- 議事運営・今後の審議事項等について
- 大学等における産学官連携リスクマネジメントの現状と課題について

第2回 平成27年5月20日(水)

○ 大学等における産学官連携リスクマネジメントに関する検討の方向性について

第3回 平成27年6月19日(金)

○ 大学等における産学官連携リスクマネジメントに関する検討の方向性について

利益相反に関する概念整理

(1) 利益相反に関する概念について

- 利益相反(Conflict of Interest)は、その用語が持つイメージ等からネガティブな 印象・固定観念を持たれる傾向にあるが、産学官連携活動において利益相反状態¹と なっていること自体は、必ずしもその状態が弊害等を生じさせているわけではなく (その状態自体がネガティブな状態なわけではなく)、産学官連携活動を進めていく 中で日常的に生じ得ることである。利益相反状態は、透明性の確保や途中経過・結果のモニタリング等により適正に管理し得ることもあり、そうした方が大学等の本来の使命をよりよく達成できる場合も多くある。したがって、利益相反マネジメントにおいて重要なことは、その場の状況や様々な条件に応じて、リスクを適正にマネジメントしていくことであって、利益相反状態を常に排除するといった一律の対応はとるべきではない。利益相反の適正なマネジメントに対し、大学等として組織的に取り組んでいくことにより、研究の客観性への信頼や大学等への信用を損なうおそれのあるリスクを確実に低減させていくことができる。
- 利益相反に関する適切な理解を促進し、各大学等における利益相反マネジメントへの取組を進展させるために、利益相反に関する概念整理が必要であると考えられる。 利益相反についての概念は時節の経過とともに、その在り様も変化してきているので、概念整理には、これまでの整理の見直しなども視野に入れて検討する必要がある。本報告書においては、参考資料の位置づけで、利益相反に関する考え方のひとつの例を提示することとするが、今後更に検討を加えていく余地がある。
- 各種法律等で規定されている「利益相反」と、産学官連携において生じる「利益相反」とでは、対立する利害構造の複雑さが大きく異なり、対処の仕方やその判断も異なるところが大きい。すなわち、利益相反取引や双方代理といった利益相反行為においては、ステークホルダーが明確であり、一方の利益を重視すると他方の利益が損なわれるという利害対立のケースが主である。そのため、ステークホルダーの承諾を得る、意思決定を分離するといった種々の対応が有り得る。²
- その一方、産学官連携活動における利益相反では、ステークホルダーが多様である

^{1 (}再掲)本報告書において、「利益相反状態」とは、「顕在的利益相反」、「外見的利益相反」、「潜在的利益相反」の全てを包含する概念として用いている。

² 多様な利益相反状態の一例として、同業他社の複数企業と産学官連携活動を行うことによる、連携先企業間に係る利害対立の状態が挙げられる。当該状態は、産学官連携における利益相反状態(大学等の使命に関する利害対立等)と対立構図は異なるところであり、これに対する対応は、契約マネジメント、技術流出防止マネジメントの一環として捉えることもできる。

とともに、例えば、ステークホルダーのひとつが「社会(国民等)」となり、利害構造が非常に複雑になる。産学官連携活動における利害と弊害発生の因果関係を判断することは非常に難しく、利益相反状態に対する社会的受容性を確実に把握することは難しいため、利益相反におけるマネジメント上の困難性がある。また、産学官連携における利益相反は、必ずしも互いの利害が反対(相反)となるような性質のものではないので、社会(国民等)が受容し得る適切な管理(マネジメント)を行うことによって、利益相反状態を制御しながら産学官連携活動を推進することが可能であるケースも多く存在する。

【産学官連携における利益相反状態】

連携先との間で持つ大学等の利害

• 金銭的利益、役務提供、名誉等

連携先との間で持つ個人の利害

• 金銭的利益、役務提供、名誉等

連携先側における利害
・兼業先等の業務等



各利害等の 衝突が 生じる可能性

社会(国民等)の利害

教育・研究に係る大学等の使命実現

- ・学生の教育
- ・学問の自由
- 学生等の利害
- ・科学の進歩と信頼
- ・知識のオープンかつタイムリーな *伝達と普及*

社会貢献に係る大学等の使命実現

・成果の社会への提供による社会の発展

取引等での客観性・公平性の維持

患者・被験者の利害

・患者・被験者の安全

○ 企業が主に追求する「守秘・専有・営利」の原理と、大学等が主に追求する「公開・共有・非営利」の原理(教育・研究活動における主たる原理)との間に、大学等の産学官連携活動が位置づけられる。利益相反マネジメントは、産学官連携活動における相反する原理の衝突のマネジメントと捉えることができる³。各大学等においては、産学官連携活動に関する明確なビジョンを提起した上で、そのビジョンに即した上記原理の適切なバランスの確保が求められている。利益相反マネジメントによって適切なバランスを保ち、大学等及び研究者のインテグリティの維持・確立を図り、産学官連携活動を適正に推進することが期待される。

³ 東北大学利益相反マネジメント平成24年度活動報告等を参照。

【法律上の利益相反マネジメント手法(解決手法)について】

【利益相反取引】

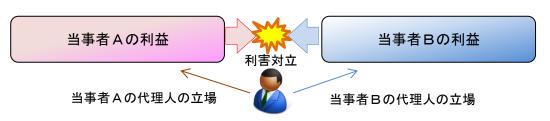
例:取締役が自身の株式会社と取引をしようとすること(会社法第356条)。 自己利益を優先すると、株式会社が得る利益が損なわれる可能性。

取締役の自己利益 株式会社(株主)の利益 利害対立 ロ個人としての立場

→ 取締役は、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けることができれば、取引が可能。

【双方代理】

例: 当事者A、当事者Bの双方の代理人となること(民法108条)。 当事者Aの利益の最大化を企図すると、当事者Bが得る利益が損なわれる可能性。



→ 当事者双方の許諾を得ることができれば、双方の代理人となることが可能。

【顧客に対する誠実義務】

例:証券会社が、顧客の潜在的な取引情報(非公開情報)を知りながら、当該顧客の有価証券について自己勘定取引(自己資本による投資等の市場取引)を行うこと(金融商品取引法第36条2項、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の3)。 自社の利益を優先すると、顧客の利益が損なわれる可能性。

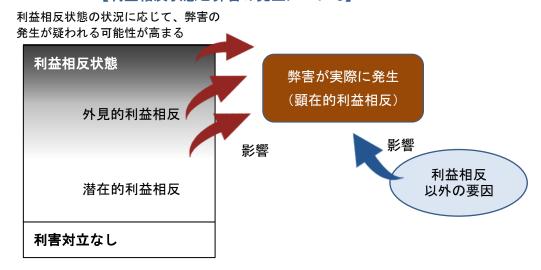


- → 当該顧客の保護を適正に確保するため、以下の体制等を整備することで、取引可能。
 - イ 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
 - ロ 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
 - ハ 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
 - ニ 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該 顧客に適切に開示する方法

(2) 利益相反状態と弊害発生の考え方について

○ 利益相反状態は研究不正を引き起こす要因のひとつではあると考えられているが、研究不正は、利益相反状態から発生する可能性がある弊害のひとつにすぎない⁴。また、利益相反状態であっても、直ちに不正につながるわけではないし⁵、また、仮に不正が生じたとしても、必ずしも利益相反が関係するとは限らず、種々の要因が複合的に関係するものである。利益相反状態にあることと不正が生じることとは概念的に異なるという点については、利益相反マネジメントの意義を普及していくためにも、社会に広く理解される必要がある。

【利益相反状態と弊害の発生について】



· 顕在的利益相反(Actual COI):

責務相反・利益相反による弊害が実際に生じている状態

· 外見的利益相反(Apparent COI):

責務相反・利益相反による弊害が実際に生じているか否かによらず、外 部から弊害を疑われる状態

· 潜在的利益相反(Potential COI):

責務相反・利益相反の状況にあるが、顕在的又は外見的利益相反に至っていない状態(産学官連携活動を行う際にはこの状態となり得る)

^{4 「}研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」文部科学大臣決定(平成26年8月26日)では、研究活動における不正行為を、研究者倫理に背馳し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為と定義づけており、具体的には、得られたデータや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果等の盗用が該当する旨説示している。

⁵ 不正は、「動機・プレッシャー」、「機会」、「正当化」といった3つの不正要素が全て揃ったときに生じるという、不正のトライアングルという理論がある(組織犯罪研究者ドナルド・R・クレッシー氏の理論)。

○ 以下では、利益相反状態を通じて発生し得る弊害を例示している。ただし、これらの状態が発生した際にも、利益相反状態が影響を与えているかは状況によるところである。

(利益相反状態から発生し得る弊害の例示)

- ●教育に関する弊害(学生に対する弊害)
 - ・学生の論文発表に支障
 - ・教育活動に使うべき時間の欠如
- ●研究に関する弊害
 - ・研究結果にバイアス(不適切なデータ取扱い、文言等の調整)
 - ・不都合な研究データの非公表
 - ・研究成果の公表時期の恣意的遅延
 - ・極端に特定の企業に偏った研究テーマ設定
- ●取引等(契約・調達等)に関する弊害
 - ・関連する企業等への不適切な優遇
 - ・大学等にとって不要又は不利な契約(物品購入等)締結
 - 資産の無償提供
- ●大学等の公平性等に関する弊害
 - ・広告宣伝のための大学等の名称利用の特定企業への偏倚(へんい)
- ●安全性に関する患者・被験者に対する弊害
 - ・安全性を軽視した臨床研究等の遂行
- 「経済的報酬を受ける機会は、科学的・臨床的な意思決定に悪影響を及ぼさない限り、本質的に容認できないものではない。しかし重要なことは、研究者・機関が意思決定に偏向を持ち込まないよう努力しているとしても、経済的利害関係と職業上の責任の間に対立があるように見えるだけで、研究者・機関の教育・研究の客観性等に対する社会の信頼が弱まり得ることである。」という主旨の見解が、AAMC9においてまとめられている。
- 一般的に、利益を得ることは、判断力を通常より低下させるおそれのある状態に置かれることである。しかし、多大な利益を得ていることが、必ず弊害を生じさせるわけではなく、多様な要因・環境条件等が影響して弊害が生じ得る。また、産学官連携活動の目的は、イノベーション創出等であって、大学・研究者等は金銭等の便益を追求しているわけではないことには留意が必要である。利益相反マネジメント

⁹ ASSOCIATION OF AMERICAN MEDICAL COLLEGES "Protecting Subjects, Preserving Trust, Promoting Progress-Policy and Guidelines for the Oversight of Individual Financial Interests in Human Subjects Research" (2001)

を実行していく際にも、それらのことは十分に配慮して対応していく必要がある。

(3) 利益相反マネジメントの意義と対応方法等について

- 利益相反マネジメントは、法令遵守と違い、社会への説明責任を果たすこと等に大きな意義があり、以下のような意義が想定される¹⁰。
 - ●大学自身のインテグリティの維持・確立
 - ・ 利益相反による弊害の発生を回避する
 - ・ 社会に対する説明責任を果たす
 - ・ 大学等の客観性・公平性を維持する
 - ●研究者のインテグリティの維持・確立
 - ・ 大学組織として研究者の名誉・信頼性を守る
 - ●教育研究成果等の社会への提供による社会発展の実現
 - 産学官連携活動を適正に推進する
- 利益相反状態に対して、マネジメント上とるべき対応方法は、各大学等のポリシーや、利益相反の具体的な状況によって異なるものであり、対応方法は一律であるべきではない。各対応方法について、マネジメント上の意義と効果を十分に勘案した上で、適切なマネジメントを行うべきである。
- 利益相反マネジメントにおける「公開」という方法について、積極的に行うべき場合や、個人情報配慮の関係や企業の秘密情報取扱いの関係で、一律の公開が産学官連携活動推進に悪影響を与える場合など様々なケースがあるので、状況を勘案した適切な公開プロセスを選択する必要がある。利益相反マネジメントにおける公開の在り方(公開の範囲、タイミング等)は、本委員会で今後検討する予定である。11
- また、利益相反状態に対して疑義の目が向けられた場合に、適切な説明対応が求められる。その際においても、利益相反マネジメントの結果を受けて説明責任を尽くせるような学内体制を、あらかじめ構築しておくことが重要である。

¹⁰ 東北大学利益相反マネジメント平成24年度活動報告等を一部引用。

^{11 「}公開」の手法として、所定の条件(例えば金額等)をあらかじめ定めて、条件に合致する利益相反状態は一律公開するというケースや、個々の状況を踏まえて利益相反状態に関して審査等を行った結果として、やむを得ない場合(例えば顕在的利益相反となった場合)に公開を行うケース等がある。なお、利益相反ポリシーの内容や利益相反マネジメントの状況(種々の件数等)といった情報を対外的に公表することは、利益相反マネジメントに適切に取り組んでいることを対外的に説明する意義があることであり、マネジメント上の公開(社会に対して利益相反状態の具体的情報を公開して透明性を確保する方法)とは意義が異なる点には留意が必要である。

(参考資料5)

組織としての利益相反マネジメントに関する情報整理

- 組織としての利益相反については、平成14年時点の利益相反ワーキング・グループ報告書において、検討課題として残されていたところである。本報告書においては、参考資料の位置づけで、組織としての利益相反の定義、マネジメント上の留意事項、学内ポリシー策定に当たっての留意事項等について、現時点で把握される情報を整理する。
- 今後、組織としての利益相反マネジメントについて、各大学等においてマネジメント体制・システムの整備を進め、各種情報(例えば、マネジメント体制・システムや、マネジメントの在り方・具体事例等)を一元的に整理するとともに、本委員会においても更に検討を加えて、マネジメントの在り方について情報整理していく予定である。12

(1)組織としての利益相反の定義

- 組織としての利益相反状態は、以下2つのケースに分類される。なお、②については、個人としての利益相反と組織としての利益相反が同時に生じている状態である(多重利益相反)。
 - ①大学等(組織)自身が外部との間で利益を保有しているケース
 - ②大学等幹部(組織の意思決定に関与する者)が外部との間で利益を保有しているケース
- 組織としての利益相反が生じる具体的なケースとして、例えば以下のような場合が ある。
 - ①大学等(組織)自身
 - ・大学等がエクイティ (株式等) を保有する場合 (出資、ライセンス等による 保有)
 - ・大学等が保有する特許のライセンスを行う場合
 - 大学等が特定の企業等との組織間連携・包括提携等を行う場合
 - ・大学等が大型の寄附・寄附講座を受け入れる場合
 - ②大学等幹部
 - ・大学等幹部が外部から収入等の利益を得ている場合
- なお、大学等がエクイティを保有する場合において、インサイダー取引規制の法令

¹² なお、学会における利益相反マネジメントに関しても、組織としての利益相反マネジメントに対する 取組やその方針については、少なくとも現時点において明確に定まっていない状況と解される。

を遵守する必要はあるが、インサイダー取引自体は利益相反状態に起因する弊害ではなく、利益相反マネジメントの対象とはならないことには留意が必要である。

(2) 組織としての利益相反マネジメントの特性

- 利益相反マネジメントでは、一般的に、外部との関係において、特別の利益を保有していることと、それにより大学等の職務上の公正な判断が歪(ゆが)められることとの間の因果関係を証明することの困難さがある。そのため、公正な判断等に影響を与えていると外見上見られるケースにおいては対処が必要となる。これは、個人としての利益相反も組織としての利益相反も共通していることである。組織としての利益相反マネジメントと同様に、各大学等が社会的な説明責任を果たしていくべきであり、一律のシステムやルール適用は妥当ではない。
- ただし、組織としての利益相反は、個人としての利益相反に比して、弊害の発生に 与える影響度が大きいので、マネジメント上、影響の大きさに十分考慮する必要が ある。
- また、組織としての利益相反のマネジメントを実行していく上では、その性質上、 大学等幹部の理解と関与(協力)が必要不可欠である。

(3) ポリシーの策定に当たっての検討事項等

- 組織としての利益相反のポリシー等を策定する必要がある。ポリシーを策定する際には、例えば、以下の事項について、担当部署を交えて検討することが重要である。
 - ① マネジメントの目的・基本方針の検討。
 - ② マネジメント体制の検討(管理手続の仕組み、審査機関等の設置)
 - ③ マネジメント手法・対応方法の検討(対処を実行するためのスキームの確立)

(4) マネジメントの目的・基本方針の検討

(マネジメントの目的・方針の検討)

○ マネジメントの目的・方針を検討する際には、大学等の使命・目的と産学官連携の 基本的方針を明確にし、それに合わせた利益相反ポリシーを策定する必要がある。

(組織としての利益相反の範囲の検討)

○ 組織としての利益相反の定義をし、マネジメント対象を明らかにしておく必要がある。

(対処の基本的な考え方の検討)

○ マネジメント手法・対応方法に関する基本的な考え方を整理しておく必要がある。

(5) マネジメント体制の検討

(組織としての利益相反委員会の設置の検討)

- 組織としての利益相反を審査する委員会の設置、また委員会の具体的な形態を、以下の観点等を参考にしながら検討する必要がある。
 - ・「個人としての利益相反委員会」と「組織としての利益相反委員会」を同一とするか、別とするか(それぞれのメリット・デメリットを考慮の上、各機関の体制に合わせて最適な形態を検討する必要)。
 - ・「組織としての利益相反委員会」の外部委員の比率をどうするか。
 - ・「組織としての利益相反委員会」の位置づけをどうするか(最終決定への影響度合い等)。
 - ・外部有識者から構成されるアドバイザリー・ボードを設置するか。
 - ・「組織としての利益相反委員会」の開催頻度。当該委員会を補完するための対応を どうするか(事前承認の取扱い等)。

(利益相反状態の把握・管理手法の検討)

- 組織としての利益相反状態を把握し、管理する手法について、以下の観点等を参考 にしながら検討する必要がある。
 - ・組織としての利益相反状態の情報(例えば、大学等によるエクイティの保有情報) をどのように把握・管理するか。
 - ・組織としての利益相反状態の情報の管理者・閲覧者の範囲をどうするか(取引の 承認・決裁権者等を閲覧可とする等)。
 - ・組織としての利益相反についてアドバイス等を行う人材の設置と役割をどうする か。

(業務フローへの組み込みの検討)

- 組織としての利益相反マネジメントを業務フローに組み込む方法について、以下の 観点等を参考にしながら検討する必要がある。
 - ・企業等との契約、取引業務(物品購入等の取引、共同研究・受託研究受入れ、寄附金の受入れ等)において、部署間の情報共有方法、事前チェック方法をどうするか。

(6) マネジメント手法・対応方法の検討

○ 組織としての利益相反に対する対処として、大きく以下のアプローチが想定される (対処方法の大枠は、個人としての利益相反と同様であり、公開、管理、忌避であ る。)。マネジメント対象や判断基準、対処方法について検討する必要がある。

(マネジメント対象と判断基準等)

- ①大学等(組織)として利益
 - ・事前チェックを必要とする範囲をどうするか。
 - ・事前チェック時の判断基準をどうするか。

②幹部の利益

- ・対象とする幹部の範囲をどうするか (学長、理事等)。
- ・利害関係の申告基準(金額等)をどうするか(一般の教職員よりも厳格な措置を講ずるか)。
- ・利害関係の申告の時期をどうするか(役員等就任時、定期的、意思決定時等)。

(対処方法について)

- ・組織としての利益相反状態について情報公開を行うか。情報公開を行うとすれば、 範囲、タイミングをどうするか。
- ・対処方法のひとつとして、金銭的活動と研究活動の意思決定の分離を行うか。

利益相反マネジメントのシステム化事例

国立研究開発法人産業技術総合研究所 総務本部 法務室

BAIST

産総研の利益相反マネージメントの取り組み

平成13年4月 独立行政法人産業技術総合研究所 設立

産総研の研究及び開発等の成果を技術移転することをミッションとして共同研究、 受託研究、特許等のライセンシング等の産学官連携活動を推進

利益相反の問題が不可避的に発生

産学官連携活動の推進には、利益相反の未然防止 万一生じた利益相反の解決が必要不可欠

平成14年10月 産総研利益相反マネージメントポリシー、ガイドラインを制定 産総研マネージメントルール(目的・基本方針、体制、マネージメント手法等)

職員等の自主的な協力に基づく定期自己申告マネージメント等の実施

産学官連携活動の一層の推進のためには、利益相反マネ ジメントをより確実・効率的に実施することが必要

平成17年10月 利益相反マネージメント規程を制定 定期自己申告及び事前自己申告を義務化







チャーの数が 増え、産総研 とベンチャー の利益相反状 態をマネージ メントする必 要が高まった こと等が契機

創業したベン

独自・自主的 にルールを明

確にし、公正

さを社会に対 してアピール

するもの

事前相談の実施

事前自己申告の実施

定期自己申告の実施

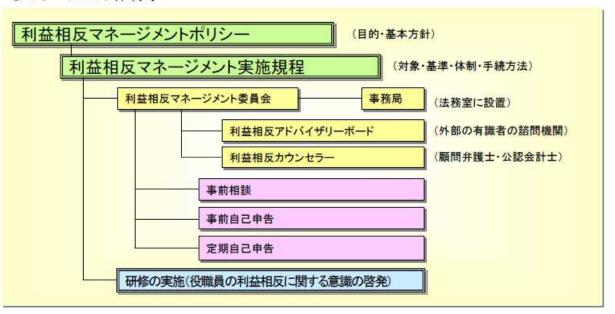
AIST

産総研における利益相反マネージメント

平成17年10月1日 「独立行政法人産業技術総合研究所利益相反マネージメント実施規程」制定 利益相反マネージメントを確実・効率的に実施するため、

- ☆ ポリシー等に基づき確立された利益相反マネージメントの体制、対象、方法等を明確にする。
- ☆ 役職員に自己申告等の義務を課す。

●マネージメント体制等



技術を社会へ-Integration for Innovation

国立研究開発法人產業技術総合研究所

AIST

利益相反マネージメントの手法

産学官連携活動等計画

事前相談(任意)

役職員が、産学官連携活動等を計画している段階 において、その相手先企業等に対して個人的利益 を有し、利益相反の可能性があるとき、利益相反マ ネージメント委員会事務局が相談を受け付けるも の。

産学官連携活動等申請

- 事前自己申告(義務)

役職員が共同研究又は物品購入若しくは役務調達を行 う場合に、それぞれの共同研究先又は調達先について 個人的利益の有無を申告するもの。

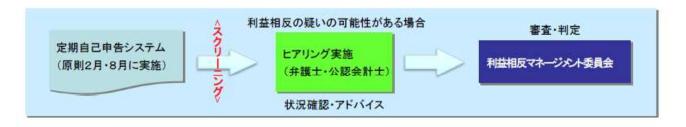
年2回(8月·2月) 定期自己申告(義務)

役職員が、年に2回、過去半年間及び今後半年間 (予定)の個人的利益と関連する産学官連携活動 等について自己申告を行うもの。

※上記3つのマネージメントにおいて、利益相反の疑いの可能性があると利益相反マネージメント委員会が判断した場合は、事実確認及び実態調査のためヒアリングを実施する。

年2回、調査対象期間中の個人的利益と関連する産学官連携活動等について自己申告 させ、その申告結果に基づきマネージメントを実施している。

- ●対 象 者:役員、職員、任期付職員、5号契約職員(決裁権限を持つ契約職員をいう。)
- ●実施時期:原則として2月、8月



- ○対象者は、必ず自己申告をしなければならない。
- 〇ヒアリングの対象となった者は、必ずヒアリングを受けなければならない。
- ○利益相反マネージメント委員会は、ヒアリングの結果、利益相反にある又は利益相反の おそれがある場合は、対象者に是正、改善又は中止の勧告を行う。対象者がこの勧告に 従わない場合は、理事長に報告する。
- 〇理事長は、この報告を受けたときは必要に応じ、勧告に係る措置を対象者に命ずる。
- ○対象者は、利益相反マネージメント委員会の勧告に不服があるときは再審査の申立てができる。

技術を社会へ-Integration for Innovation

国立研究開発法人産業技術総合研究所



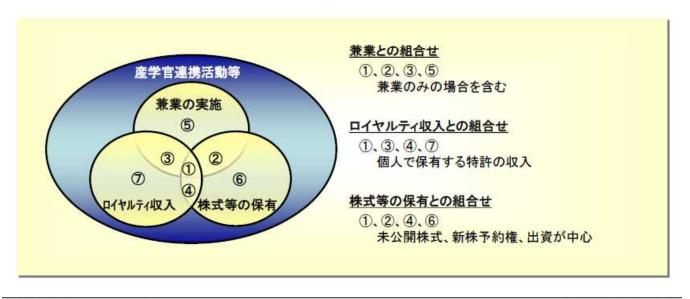
定期自己申告システム





産学官連携活動等の相手先企業に対し、個人的利益(兼業、ロイヤルティ収入、株式 等の保有)を有する場合、利益相反の疑いの可能性があるとしてヒアリングの対象と している。

※産総研の役職員等の配偶者又は一親等の血族(実父母及び子)において、(イ)当該相手先企業へ出資等をしている場合又は(ロ)役員として当該相手先企業に就業している場合に当該産総研役職員等も利益相反マネージメントの対象となる。



技術を社会へ-Integration for Innovation

国立研究開発法人產業技術総合研究所

AIST

定期自己申告のシステム化

平成17年10月から、年2回調査用紙を用いて行ってきた定期自己申告の第一次調査 (簡易調査)と第二次調査(詳細調査)をシステム化し、それまでの第一次、第二次申告 を一度の申告で可能にした。

	システム化前	システム化後
対象者	役職員及び利益相反マネージメント 委員会が指名した者	役職員及び利益相反マネージメント 委員会が指名した者
マネージメント	協力 自主申告のため、 実態の把握が困難	義務 システムで管理するため、マネージメント対象者の状況を漏れなく把握
申告方法	該当者のみ提出	対象者全員がオンラインで申告
	一次申告(全職員)	システムにログインして画面上の申
	申請書は各自がダウンロードし、	告項目をチェック
	質問事項にYESの回答がある者 (該当者)は郵送で提出	必要に応じて詳細情報を入力
	二次申告(該当者+特定者)	申告項目と詳細情報の整合性をプロ
	該当者に郵送で配布、該当者は	グラムがチェックし、問題なければオ
	回答後、郵送で提出	ンラインで提出



● 対象者の負担軽減

システム化により、対象者が<u>容易にかつ短時間に申告</u>でき、また、マネージ メントに必要な情報を確実に把握できることとなった。

整合性のある回答の導出

システム上のチェックが働くことにより、<u>自己申告の精度が向上し、整合性</u>のとれた申告内容となった。

● 集計の効率化

Excelで読み込める形で全ての結果が出力されるため、<u>集計の時間が大幅に短縮され迅速な対応が可能となった。また、他の情報(兼業等)とのExcelを用いたマッチングも容易となった。</u>



- ・ 業務量の軽減(年間で約1名分の業務量の軽減に繋がった。)
- 雑費の抑制(封筒・紙・切手代の削減、紙の保管場所の削減)

技術を社会へ-Integration for Innovation

国立研究開発法人産業技術総合研究所

AIST

産総研の利益相反に対する基本的な考え方

<参考>

●産総研利益相反マネージメントポリシーより

産総研は、役職員の産学官連携活動に対する貢献を奨励し、評価を積極的に反映 するとともに、産総研の役職員及び産総研は、産学官連携活動を推進することを責 務の一つとしている。

このため、産総研は、産学官連携活動の推進にあたり不可避的に生じうる利益相 反の状況に対し、必要な措置を講ずることにより、役職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するとともに、産総研に対する社会的信頼の確保に努める。

この場合、適切かつ効果的な産学官連携の推進のため、役職員の個人的利益及び 産総研の組織的利益が公的機関である産総研の役職員及び産総研としての責務に対 して優先されることがないよう、利益相反マネージメントを行う。

産総研の役職員は、産総研憲章で明示されているとおり、法の精神を尊重し、責任ある行動をとるとともに、利益相反マネージメントにおいて、産学官連携活動に伴う個人的利益の状況について産総研に開示しなければならない。

利益相反マネージメントに基づき産学官連携活動を行う役職員に対し、第三者から疑義が提起された場合には、産総研が説明責任を果たすとともに、産業界等に対しても理解と協力を求め、適切な利益相反マネージメントを行うことにより、産学官連携活動を推進する。

企業における営業秘密管理の実情

- 1. 各企業での営業秘密への対応の動向概略
- 2. 強化策(多くの企業が取っている営業秘密漏洩に対する対策)

1. 各企業での営業秘密への対応の動向概略

- 最近の営業秘密への関心の高まりから社内の仕組みを見直し強化している企業が多い。
 - 知財協での営業秘密プロジェクト参加企業 ①、②
 - その他新聞報道された企業等 ①、②、③、④、⑤、
- 営業秘密の管理強化は、業務の効率化を阻害する事が多く、また加えて本質的にイノベーションの促進とは相反する。労経費の面でも大きな負担となることもある。
- しかしながら企業の場合は、営業秘密の漏洩が短期もしくは長期での収益に直接結び付くので管理強化に関して社内での理解が得られやすい。

2. 強化策(多くの企業が取っている営業秘密漏洩に対する対策)-1

- 視点1:基本ルールの設定
 - ●何が営業秘密かを明確にし、機密ランクを設定する(全社統一)
 - 営業秘密管理に対する社内組織
 - ー社内で専任部署を設定(TOP直属 CSO等)
 - ー組織横断的な事案検討委員の設置
 - 機密ランク毎に異なる秘密管理基準
 - ・組織毎に営業秘密を管理(職位に付与される権限)
- 視点2:人事面での対応 (職業選択の自由との関係)
 - •競業避止規程
 - •有能人材への処遇(引止め策等)
 - 退職時面談の充実(退職後の勤務先、連絡先を確実に把握)
 - ■誓約書(競業避止、機密保持義務)を会社に提出
 - 一退職者が退職後に営業秘密を洩らさない。
 - ー中途入社者が前職の営業秘密を使って業務をしない
 - 一全社員から改めて取り直す。管理職昇進時等一定時期。

2. 強化策(多くの企業が取っている営業秘密漏洩に対する対策)-2

- 視点3:啓発("営業秘密は基本的に会社に帰属する"企業風土の醸成)
 - -e-learning
 - ・パンフレット配布
 - ■研修会(管理職昇進時、海外派遣時等)
 - ・競業避止違反、営業秘密漏洩事例への対応を社内で周知
- 視点4:IT面での対応
 - PC からのサーバーアクセスログ、PC使用ログ、印刷ログ
 - •ログのCHECK体制
 - -統一仕様のPCの導入(BYOD禁止、個人PCでの業務禁止)
 - -機密情報(文書、電子媒体)の社外持ち出し禁止
 - -USB:①接続不可 ②USB持ち出し禁止 ③PW付きに限定
 - •社外発信e-mailに関するルールの厳格化
 - -上司に写しを入れる
 - -KEY WORD CHECK 機能の充実
 - -添付ファイルの暗号化(機密ランクによる)

2. 強化策(多くの企業が取っている営業秘密漏洩に対する対策)-3

- 視点5:その他の論点
 - 特許出願しない秘匿発明のルール化(営業秘密の一類型)
 - -子会社、関連会社の扱い(J-SOXによるランク分け)
 - -本社ルールの適用拡大
 - 別ENTITY間での営業秘密としての扱い
 - ー海外法規、労務環境等によるローカライズ
 - 監査体制の充実
 - 専属チームでの業務実態監査
 - ー従来の監査部門による監査
 - ・改正不正競争防止法、経産省ガイドライン対応
 - 営業秘密漏洩した際の対応策の強化(刑事告訴等)
 - ・途上国での特別な対応 (本社以上に厳格なルールの導入)

以上

米国大学における技術流出防止 マネジメントの事例

大学が営業秘密を巡り係争に関与した事案【米国】

Former Research Fellows Charged with Theft of Trade Secrets from Harvard Medical School (June 19, 2002)

ハーバード大学において遺伝子研究に取組む研究者2名は、ある医薬品開発に有用な2つの遺伝子を2つ発見し、同大学から特許出願を行った。しかしながら、実際には、研究者らは、2つの遺伝子と同等以上の価値が存する7つの遺伝子を発見していたが、大学に秘匿していた。さらに、同研究者は、テキサス大学への転職が決まっており、大量の研究マテリアル等を無断で持ち出し、テキサス大学へへ送付するとともに日本の生化学企業への送付していたことから、7つの遺伝

Univ. of Pittsburgh v. Townsend, 2007 U.S. Dist. LEXIS 24620 (E.D. Tenn., Mar. 30, 2007)

子等を営業秘密と捉え、FBIが逮捕した事件である。本事例は最終的には司法取引により解決。

原告:大学 被告:研究者

ピッツバーグ大学に所属する研究者2名が、大学における研究成果は大学に帰属するという契約に違反し、大学に無断で個人として行った特許出願について、不法行為法の横領行為に当たるとして起訴された事件。同大学は、特許出願に関わる技術・ノウハウ等の営業秘密含む知的財産は、大学に帰属すると主張した。しかしながら、この研究者は同大学に所属する前に、民間企業と雇用関係にあり、同企業との間でコンサルタント業務契約を締結し、当該業務に関わる発明等は全て同企業に帰属する旨約束していた。この点について、同大学は、企業との雇用関係の事実については認識しつつも、研究者へ契約書の写しの提出を求めることなく、また内容の確認等も行わずにいた。

最終的に裁判所は、同研究者を巡る契約関係は企業との関係が先にあることを理由に、大学の訴えを退けた。

調查方法

平成23年度 科学研究費助成事業 挑戦的萌芽研究

「大学の知の社会還元を見据えた大学の秘密情報保護施策構築と国際標準への取組み」 の一環で、米国大学における情報管理体制について調査を実施。(調査期間2012年9月~12月)

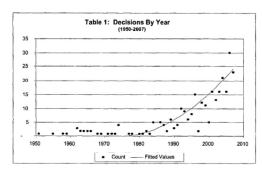
調査方法 I

米国大学の顧問である米国弁護士に対するインタビュー 「米国大学の営業秘密管理の方策について調査」

調査方法Ⅱ

営業秘密管理に関する21米国大学の契約書雛形をレビュー(公開中の電子データを対象) 「営業秘密管理としてどのような契約条項を整備しているか」

University of California San Francisco, Columbia University, Duke University, Georgetown University, University of Illinois, The University of Georgia, Howard University, Iowa State University, Marquette University, Harvard University, The University of Kentucky, The University of New England, The University of New Orleans, Northeastern University, Northwestern University, San Jose State University, Utah State University, Stanford University, Miami University, St. John's University, St. Lawrence University,



出典: David S. Almeling et al. 連邦裁判所におけるトレードシークレット 訴訟 の統計分析45 Gonz. L. Rev. 291, 301 (2009/10)

調査結果I

米国大学の営業秘密管理の方策

~米国大学の顧問である米国弁護士に対するインタビュー結果より~

【人的管理】

- (1) 営業秘密に関するポリシー(規則等)の整備
- (2)契約による管理
 - ①契約当事者:大学 × 研究者・職員・学生・ボランティア 等
 - ②契約時期 :一般的に雇用時に署名を求める事が多い
 - ※契約を雇用の条件とする機関も
 - ③契約書雛形の準備
- (3) その他
 - ①雇用時・離職時のインタビュー:情報の持込・持出状況及び異動先の確認(教育目的も)
 - ②教育・契約:ハンドブック OR 研修 ※義務の明確化(USB・ノートパソコンの取扱い等)
 - ③電子デバイスに関する規制
 - ※PCのダウンロードやe-mail履歴を確認するプロジェクトも存在

【物的管理】

- (1)研究室・オフィスへのセキュリティシステムの導入
- (2) PC・ファイル等へのパスワード設定の義務化(分野・教室単位)
- (2) 研究成果公表(情報公開)に関する審査委員会システムを構築

調査結果Ⅱ

営業秘密管理契約の主な条項【雇用時】

(Confidentiality Agreement)

(1) 営業秘密として管理する範囲の特定

- ①大学において創出された非公知の各種技術情報、データ、知見
- ②外部機関との連携から生じる情報
- ③財務情報・人事情報
- ④患者情報(バイオリソースに関連した情報含む)

(2) 守秘義務

eg; Harvard 業務上の理由がない限り、雇用期間中及びその後において、大学から書面による承諾がない限り、業務上知り得た機密情報を直接的又は間接的に使用、出版、配布又はその他の方法で開示しない。

(3) 通報の義務

他の職員が守秘義務に違反した場合、大学に通報する義務。

(4) 異動に関する通知義務

趣旨:異動を制限するのではなく、通知義務を課す事で秘匿義務を再認識させる効果を期待。

(5) アクセス制限

業務上必要最小限の範囲のみのアクセス (need-to-know basis)

安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン (要約版)

特定非営利活動法人産学連携学会

この文書は、2009年4月に行われた外国為替及び外国貿易管理法(以下「外為法」)の改正を受け、大学等での安全保障貿易管理体制の構築・運用に資することを目的として、関連省庁の協力の下、特定非営利活動法人産学連携学会が作成し、2011年3月に改訂した「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」の要約版です。本ガイドラインは主として事務職員及び理事・副学長クラスの管理職を対象としています。

1.管理体制構築に当たっての諸課題

安全保障貿易管理とは、日本を含む国際的な平和及び安全の維持を目的として、武器や軍事転用可能な物・技術を核兵器等の大量破壊兵器の開発を行っている国やテロリスト集団の手に渡さないようにするための制度です。規制の対象となっている物の輸出、技術の提供等を行うには、経済産業大臣の許可が必要です。許可が必要なものについて無許可で輸出・提供すると、法律に基づき刑事罰や行政罰が課されることがあります。

大学関係者からよく聞く質問と、それに対する回答を以下に整理しました。

【質問1】大学で検討を開始するに当たっての留意点は何か。

安全保障貿易管理は大学におけるコンプライアンス(法令遵守)の問題です。したがって、その最高責任者である学長等を始めとする役員の主体的な関与が必要となります。一方、大学本来の社会的使命を考えると、国際交流を阻害するような過度の内部統制は避けなければならず、**適時行われる法令改正等も視野に入れ、常に最新の規制に対応できるような柔軟な管理体制を構築する必要があります。**

【質問2】大学においてはどのような体制が必要か。

管理体制下の組織的な責任の所在を明確化し、十分な当事者能力を持つ人材に、実態に即した対応に当たらせる体制を構築する必要があります。さらに個々の教員の自覚を高め、その主体的な協力が得られる体制を組まなければなりません。このため管理担当部署に相談窓口を設け、国際的な学術研究活動や留学生の受入れに携わる教員との間の相互信頼の形成と維持に努めるべきです。

【質問3】大学において必ずやらなければならないことは、どのようなことか。

安全保障貿易管理には、大きく分けて「資機材(貨物)の輸出」「技術(役務)の提供」の2つの領域があります。

資機材(貨物)の輸出について

先ずは相手先に提供する資材や機材の技術的な仕様を確認し、規制対象となる場合には、経済産業大臣の許可を得てから輸出します。次に、前述した規制に該当しない場合であっても、資機材を提供する相手先や提供した資機材の相手先での用途について兵器等の開発等に用いられるおそれがないかどうかを確認します。その結果、規制対象となる場合にはやはり同様の許可が必要です。

技術(役務)の提供について

技術の提供(国際共同・受託研究、留学生や研究者の派遣・受入れ等における技術の提供を含む)に関しても、提供する技術の仕様、提供する相手先(国と事業内容等)とその用途を確認します。規制対象となる場合には経済産業大臣の許可が必要です。

【質問4】大学における自主管理体制は、どのように運用すればよいか。

管理担当部署は学内の他の部署との日常的かつ緊密な連携が必要です。また、一般教職員の法的規制への高い関心が組織内の文化として定着するように努めなければなりません。

2. 管理体制構築の手順

(1)基本的な留意点

「大学固有の文化や考え方」は尊重されなければなりません。一方、法令遵守への要求も厳しいものがあります。そこで事務職員を中心に、「安全保障貿易管理のリテラシーを有する人材」を育成する必要があります。

(2)輸出管理体制を組織として導入する前の状態(手順0)

個々の教員に輸出管理を委ねている状態から、組織的な輸出管理体制に移行するには、これを導入することへの強い動機が大学に必要です。そこで、この体制構築に使命感を持ち、これに関するリテラシーを自主的に備えながら、大学内での体制構築をリードしようとする教員と協力関係を築き、適宜起用していくことが望まれます。

(3)導入初期の状況(手順1)

最初の学内啓発活動

大学のホームページに安全保障貿易管理に関する情報を掲載したり、講演会等を 開催するとともに、学内向けの輸出管理に関する問い合わせ窓口を設定します。 担当すべき部署等の決定

最初に事務組織がこの問題に対処する上で、学長あるいは副学長クラスの大学役員のリーダーシップとこの問題に対する理解が必要です。

(4)初期体制の構築(手順2)

委員会の設定、規程の整備

学内に管理委員会等を設ける場合、その任務の特殊性から、学部等ごとのローテーションでの委員の人選は避ける方が無難です。外部有識者の登用も一策でしょう。管理規程において定めるべき事項は、輸出管理最高責任者、輸出管理統括責任者、輸出管理担当部署、規制への該当性判定の方法等です。詳しくは以下の URL をご参照下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/bouekikanri/daigaku/main.html 担当職員の教育

担当職員には、強い使命感、輸出管理の知識を主体的に得ようとする意欲、コミュニケーション能力、学内状況に対する理解等が必要です。その養成教育は、実務に従事しながら、不明なことを経済産業省等の窓口に問い合わせるなどして、スキルやノウハウを蓄積していくOJTが一般的ですが、CISTEC((財)安全保障貿易情報センター)の「安全保障輸出管理実務能力検定試験」等を活用し、資格取得というモチベーションを与えるのも一法です。

技術(役務)の提供の管理

大学の事務組織と各教員とが連携してこれに当たる必要がありますから、個々の教員の輸出管理に関するリテラシーを高める活動を進めつつ、行うことが肝要です。 海外からの研究者や留学生の受入れに関わる安全保障貿易管理体制の構築

留学生や研究者の受入れが多くの大学で煩雑に行われていることから、それを対象にした効果的な管理体制を構築する必要があります。

(5)運用段階(手順3)

以上の手順を経て、大学に安全保障貿易管理の経験の素地が出来ていることを前提条件として、実質的な輸出管理体制の始まりとなります。

学部又はキャンパスごとの輸出管理窓口の設置

大学の規模やその様態によっては、これが望ましい場合があります。

PDCAサイクルを通した常態的な輸出管理業務の質の向上

大学での輸出管理業務を定着させる上で、既存の監査システムを利用したしっかりしたPDCAサイクルを構築することが重要です。

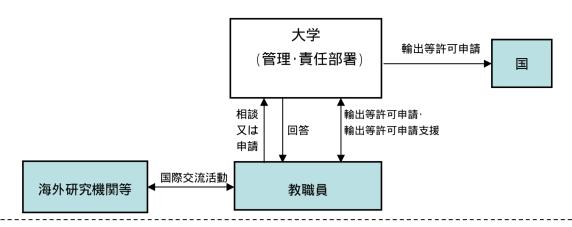
3.構築可能な管理体制モデル

(1)輸出管理における学内業務

輸出管理に必要な教員及び大学の基本的な業務や管理の流れを図1に示します。

(2)大規模総合大学モデルと中小規模大学モデル

大学の規模に応じて、その体制並びに誰が責任者及び担当者に適任者であるか等、を整理する必要があります。特に中小規模大学では、専従職員の配置が困難であることから、現実的な工夫が必要です。



国際交流活動: 海外研究機関等との資機材や技術の輸出等を伴う研究活動

相談又は申請: 取り扱われる資機材や技術、提供する相手先や用途によって大学において必要となる輸出申請、そ

の確認方法、及び申請手続き方法等に係る相談あるいは申請手続

回答: 国際交流活動で輸出等に関係する法令による申請の必要性の有無及び大学の判断

輸出等許可申請:国際交流活動で輸出等に係る法令に関係する事項について許可を得るための申請手続

輸出等許可申請支援:教職員が輸出等許可申請を行う申請書類の作成や手続の支援

国: 経済産業省

海外研究機関等:企業、大学、研究機関等

図1 輸出管理の基本的な学内業務

4. 円滑な運用のための工夫・ノウハウ

(1)教員等への継続的な啓発活動

安全保障貿易管理のパンフレット、輸出管理に関する「チェックシート」の作成、これに関する啓発教育用教材(教員向け)及び専門教材(相談窓口向け)の用意等が必要です。

(2)輸出管理に携わる担当職員の育成等

長期的な人材の登用と育成の基本的な方針を定め、短い周期での機械的な人事異動等によって、引継作業等で業務の継続性に支障をきたさないようにします。また理想的には、一般の教員から見て、自分たちの「職場の仲間」がその能力の故に「重責を担っている」という見方をされるスタッフでこの部署を構成することが望まれます。この点で事務システムに深い理解を持つ共同研究センター教員等の起用が考えられます。

(3)教員の疑問や不安への迅速かつ適切な相談対応の実施

教員の海外交流等の日常的業務が安全保障貿易管理に関わる可能性を知らせ、誰もが 気軽に相談できる学内の窓口を設置し、それを周知させることが重要です。

(4)輸出等許可申請手続きの際に留意すべきポイント

研究業務等に携わる**現場の教員が**、経済産業省の安全保障貿易管理のホームページ (http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html)の下にある**「貨物・技術のマトリク**

ス表」や大学がその実情に即して策定したマニュアル等に従って、まず自ら輸出資機材の該非判定(1次スクリーニング)を行った後、輸出管理実務部署に必要な申請をし、当該部署職員がその判定の妥当性を再度確認(2次スクリーニング)し、担当部署での審査を経て輸出等許可申請書の提出等必要な指示が与えられる、という手順で輸出管理業務は行われるべきでしょう。また、研究用資機材の輸出が事前に予測される場合は、契約担当部署と十分に連絡をとって、共同研究等の契約書にMTA(Material Transfer Agreement)の条項を盛り込んでおくといった対応策を採ることが望ましいです。技術提供の場合についても、資機材の輸出の場合と同様に対応すべきです。その際も、前述のホームページ下の「貨物・技術のマトリクス表」が有用です。

(5) 留学生・訪問外国研究者への対応について(補遺)

日本に入国して国内に居所を定めてから6カ月以上経過していない留学生や外国研究者等は、外為法上は「非居住者」として扱われ、そうした方たちへの技術提供は外為法の規制対象になります。日本国籍を持つ人であっても、例えば2年以上外国に居住しており一時的に帰国している方で入国後6ヶ月以上経過していない場合は、非居住者になりますから注意して下さい。留学生や外国研究者の受け入れの判断に際して、受け入れ後の研究内容や係る提供技術について外為法上の許可申請が必要であるか否かの事前の判定(該非判定)を行うことは、その後の外為法上のリスク等を回避する上で重要となります。ただ、その国籍や所属によって留学生や外国研究者の受け入れを機械的に拒絶することは避けるべきです。それは国籍による差別以外の何ものでもなく、外為法が求めていることでもありません。

輸出管理担当部署と教務・入試担当部署や研究支援担当部署との間の緊密な連携は、留学生や外国研究者の受け入れの判断のみならず、受け入れ決定後の対応においても不可欠です。2009年に改正された入管難民法に基づく新しい在留管理制度においては、留学生や訪問外国研究者が再入国許可や在留期間延長等の為に証明書等の発行を大学等に請求する機会が少なくなり、そのため彼らの出入国の状況等を把握しにくくなるおそれもあることから、彼らの居住性の正確な把握のためには、関係部署が連携して正確な情報を収集し、その共有をはかる体制の整備が極めて重要だと思われるからです。また、日本で得た技術的知見の中には外国の個人・機関に提供する場合に経済産業省の許可が必要なものがあることを、留学生や訪問外国研究者に十分説明し、帰国後の行動によって彼らが外為法違反に問われることがないよう配慮することも望まれます。

5.大学における取組事例

(1)九州工業大学

2006年に輸出管理規程や輸出管理実施手順を策定し、実際の運用を行っています。

(2)名古屋大学

2009年4月に輸出管理規程を策定し、大学内の体制を整備し運用を開始しました。

(3) 東京理科大学

産学連携活動全般を行う「科学技術交流センター(承認TLO)」が取り扱う案件については、安全保障貿易管理の観点からもスクリーニングされる体制となっています。

(4)中央大学

独自の安全保障貿易管理のチェックリストとフロー図を 2006 年度に作成しました。

(5)九州大学

平成22年4月に九州大学安全保障輸出管理規程を施行し、知的財産本部長を輸出管理 統括責任者とした管理体制を構築しました。

(6) UCIP(国際・大学知財本部コンソーシアム)

国際的な産学官連携の推進に際し、個々の大学が保有する知財の共有、国際知財人材の共同養成等、多様な機能を相互に補完することを目的として、新潟大学、山梨大学、静岡大学、芝浦工業大学、信州大学、電気通信大学の6大学で構築した大学間ネットワークです。安全保障貿易管理についても積極的に取り組んでいます。

(7)京都大学

独自の取組を積極的に進めている大学です。学内における安全保障輸出管理規程は平成23年1月に施行され、具体的手続きを規則や手引きで補足しています。

(8)室蘭工業大学

平成21年10月に学内規則を施行し、独自の説明資料も作成して取組んでいます。

6 . 大学支援機関の取組と相談窓口

(1)経済産業省

輸出管理の一般的な問い合わせ安全保障貿易案内窓口 TEL:03-3501-3679法令解釈についての問い合わせ安全保障貿易管理課 TEL:03-3501-2800許可申請手続き、キャッチオールの事前相談、規制品目に該当するか否かについての個別の相談安全保障貿易審査課 TEL:03-3501-2801輸出管理社内規程(CP)についての相談安全保障貿易検査官室 TEL:03-3501-2841

(2)(財)安全保障貿易情報センター(CISTEC)

該非判定、解釈等に関する技術相談、輸出手続、CPの作成、その他安全保障に係る輸出管理に関する相談(大学会員は原則無料、非会員は有料:時間制。)

情報サービス・研修部 貿易管理相談課 <u>TEL:03-3593-1147</u>、<u>http://www.cistec.or.jp/</u> CISTEC 総合受付(総務企画部 総務企画課) TEL:03-3593-1148

著作:特定非営利活動法人産学連携学会

2011年 3月

研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン (要約版)

特定非営利活動法人産学連携学会

この文書は、2009年4月に行われた外国為替及び外国貿易管理法(以下「外為法」)の改正を受け、大学等で安全保障貿易管理に関わる可能性のある教職員の日常業務に資することを目的として、関連省庁の協力の下、特定非営利活動法人産学連携学会が作成し、2011年3月に改訂した「研究者のための安全保障貿易ガイドライン」の要約版です。

<u>1. 大学における研究等と安全保障貿易管理とのかかわり</u>

外為法は、我が国と海外との経済的な取引の管理だけではなく、「我が国又は国際社会の 平和及び安全の維持」をもその立法の目的としており、それに基づく安全保障貿易管理上 の規制は、兵器の製造・開発への使用が可能な資機材(外為法上は「貨物」)の輸出からそ のための技術(外為法上は「役務」)の提供にまで及んでいます。大学の国際交流事業との 関連では、研究機材や化学物質、微生物等の輸出、海外の政府や企業が関係する受託研究や 共同研究、海外企業への技術指導、海外からの研究員や留学生の受け入れ等が、外為法に基 づく安全保障貿易管理上の規制対象になります。

今日、軍事技術に全く関係しない理科系の研究分野などまず考えられません。学際領域での学術研究が盛んになってきている昨今、特に懸念されるのは、安全保障上の危険性を意識しない形で海外に持ち出された研究用の資機材や技術が、大量破壊兵器等や通常兵器の開発・製造等に使われてしまうことです。例えば、もし大学が、安全保障貿易管理上注意を要する海外の機関と関係のある人物を、その派遣元や経歴等の背景を十分把握せずに、留学生や研究者として受け入れ、軍事転用可能な技術をうっかり提供してしまったりすれば、我が国の安全保障にとってだけではなく、我が国に対する国際的な信頼が失われる点でも、問題があります。このため、特に国際交流事業を盛んに行っているような大学においては、適切な安全保障貿易管理を行うことが求められています。大学における安全保障貿易管理との関係で、特に注意を要する研究分野としては、原子力分野、航空宇宙分野、化学分野、生物学分野、精密工学分野(制御工学、電子工学、機械工学等を含む。)、情報工学分野(通信工学、ソフトウェア工学を含む。)などが考えられますが、勿論、これらの研究分野以外でも注意が必要です。

2. 大量破壊兵器等との関係が比較的深いなど注意を要する研究分野の例

安全保障貿易管理の規制は、大量破壊兵器等や通常兵器の国際的な移動を管理することが 基本的な目的であり、そのための資機材の輸出や技術の提供の規制は、国際的な政策合意 の下、各国の法令によって実施されています。国際的な管理対象となっているものには、 例えば、炭素繊維のように、ゴルフクラブなどの民生品にもミサイルの構造材などの兵器 等の一部にも利用できる汎用品もありますので、注意が必要です。

我が国における安全保障貿易管理上の規制対象を整理した表(リスト)が、経済産業省令で 定められており、それに該当するような研究用の資機材を海外に移動(輸出)する場合や、 そのような資機材の設計、製造又は使用に係る技術の国際的な提供(国際共同研究、技術 支援、研修生受入等)をしようとする場合には、原則として経済産業省の許可を得て行う 必要があります。これがリスト規制です。一方、品目ごとの詳細な技術仕様の定めがない、 リスト規制品以外の汎用品の輸出等を行う場合であっても、輸出等を行う相手国によっては、 提供する相手先や用途について確認して、兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合に は、事前に許可を得て行うことが必要となることがあります。大量破壊兵器キャッチオール規制 及び通常兵器補完的輸出規制のことで、これらを総称してキャッチオール規制等と呼びます注1)。

注1) リスト規制やキャッチオール規制等の詳細については、経済産業省安全保障貿易管理課の HP (URL は http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html) の下をご参照ください。

ここでご理解頂きたいのは、**外為法に基づく安全保障貿易管理のための規制は、規制対象となる行為を禁止しているのではなく、許可を得て行わなければならないとしている**ことです。許可申請が必要だからといって、海外の大学や企業への資機材の輸出や技術の提供を諦めなければならないわけではありません。大学における研究活動の遂行上必要なそうした行為が、安全保障貿易管理上許可されないという場合はまれです。

我が国の大学では、大量破壊兵器等に直接関係する研究は行われていませんが、**リスト規 制の対象である大量破壊兵器等の部分品やそれらの製造装置等になり得る資機材を扱う研究、 あるいはそれらの設計、製造又は使用に係る技術に関する研究が行われている場合があります。** 以下に、そうした研究分野と研究テーマの例を挙げておきます。

①原子力分野

色素レーザー光による²³⁵U の励起スキームの研究、使用済金属燃料の金属電解法による乾式再処理の研究、ハフニウムの核的特性の研究等。

②航空宇宙分野

炭素繊維強化炭素材料 (C/C 複合材料)の製法の研究、炭素繊維強化樹脂複合材 (CFRP) を使った飛翔体の設計・試作研究等。

③化学分野

化学分野の研究において、化学兵器関連の研究への転用の可能性が比較的高いと考えられる典型的な研究テーマは一般的には例示しにくいですが、化学兵器に使用される化学物質を用いた研究や、副生成物等として化学兵器に使用される化学物質が発生してしまう研究等が考えられます。

④生物学分野

炭疽菌の研究、ボツリヌス毒素の研究等

また、**通常兵器についてもリスト規制は行われています。**安全保障貿易管理の対象となる通常兵器との関係が比較的深い研究テーマの例としては、高分解能赤外線撮像システムの研究、水中音響用高性能圧電セラミックス振動子の研究等が挙げられます。

3. 資機材や技術の提供相手先と用途の確認が重要となる場合

リスト規制対象以外の汎用品の輸出や技術の提供においても、相手国によっては、キャッチオール規制等により、その提供先や用途に関して兵器等の開発等に用いられるおそれがあるときは、事前に経済産業省の許可が必要になる場合があります。キャッチオール規制等は、輸出管理を厳格に実施している国(いわゆる「ホワイト国」^{注2)})向けの輸出等に適用されないので、まず相手先の国がホワイト国であるか否かを確かめるのが、効率的な確認の仕方です。

注2) ホワイト国の具体的国名については、以下のURLを御覧ください。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/bepyoudai3nokuni.htm

リスト規制品に該当しない汎用品のうち、大量破壊兵器等の開発への使用が特に懸念されるものとして、経済産業省は40品目の資機材(貨物)を挙げており、通常兵器への使用が懸念されるものとしては、輸出貿易管理令別表第1の16の項(一)に32品目が示されています(安全保障貿易管理課 HP 参照。)。したがって、キャッチオール規制等の下では、リスト規制に該当しない資機材であっても、ホワイト国以外へ持ち出す場合には、提供先や用途に十分注意する必要があるのです。以下に、キャッチオール規制等に関連する典型的な研究テーマ例と規制品の例を挙げておきます。

- ①同期誘導電動機の精密速度制御の研究、三相交流送電における相間偏負荷変動対策の 研究等。 関連品目:周波数変換器
- ②車両用緩衝装置の研究、防振ゴム(あるいはエラストマー)の機械物性の研究、電子 部品の基板実装技術の研究等。 関連品目:振動試験装置
- ③炭素繊維強化樹脂複合材料 (CFRP) 薄板成形時の残留応力低減の研究、CFRP 板の二次加工技術 (特に接合技術)の研究、炭素繊維製造技術の研究、炭素繊維紡織技術の開発等。 関連品目:炭素繊維
- ④ヒト型ロボットにおける姿勢制御(人工三半器官)の研究、車両の横滑り防止機構の研究、自立型カーナビゲーションシステムの研究等。 関連品目:ジャイロスコープ

さらに、**経済産業省は大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される海外の機関をリストアップしたものを「外国ユーザーリスト」** さして示しています(安全保障貿易管理課 HP 参照)。そうした相手先と資機材の輸出や技術の提供を伴う研究を行う場合には、それが大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明白な場合を除き、経済産業省の許可が必要となりま

す。この**外国ユーザーリストには「大学」や「研究機関」も掲載されていますので、**それらに研究用の資機材を輸出したり、そこから研究者や留学生を受け入れる場合には、**注意が必要です。** 外国ユーザーリストは、内外の状況変化等に対応して適時改正が行われますので、常に最新の内容を把握しておく必要があります。

注3) 外国ユーザーリストについては、以下のURLを御覧下さい。 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#gaikokuuserlist

4. 法令の規制対象に該当すると思われる場合の対応等

研究上の必要から海外の機関への資機材の移動(輸出)や技術の提供を研究者が行おうとする際、その許可申請の必要性の判断は、法的には当該研究者が所属する大学の責任です。一方、資機材の移動(輸出)や役務の提供が法令の規制対象に該当するものであるか否かは、まず現場の研究者が確認していただく必要があります。その際、経済産業省安全保障貿易管理課HP(注1)にある「貨物・技術のマトリクス表」(Excel版は用語検索可能)が役に立ちます。またその旧版にあった「該非を判断するための参考分類(羅針盤)」も、最新の政省令に対応していないことに注意すれば、該非判定の参考になります。その確認後、法令の規制対象になっていると思われる場合、次のように対処してください。

まず、所属大学等において安全保障貿易に関わる輸出管理体制が整備されている場合には、輸出管理担当部署の相談窓口に、提供する相手方の名称、所在国及び主な事業活動内容並びに当該資機材や技術の相手方における使途及び目的をあらかじめ確認し、整理した上で、助言を求めて下さい。輸出管理上必要な学内手続きがあれば、それも行ってください。輸出管理担当部署は、行おうとしている行為が規制対象となるものであるか否かを精査し、対象となる場合には、所要の手続きにより経済産業省に許可申請を行うことになります。その許可は、次の基準に基づく審査の結果により決まります。

- ① 「貨物」や技術が実際に需要者や利用者に到達するのが確からしいか。
- ② 申請内容の需要者や利用者が「貨物」や技術を使用又は利用するのが確からしいか。
- ③ 「貨物」又は技術及びその技術によって製造される「貨物」が国際的な平和及び安全 の維持を妨げるおそれのある用途に使用又は利用されないことが確からしいか。
- ④ 「貨物」や技術が需要者又は利用者によって適正に管理されるのが確からしいか。

一方、所属大学等において安全保障貿易に係る輸出管理体制が整備されていない場合には、 学内の研究支援や社会連携関連の部署等にまず相談して下さい。大学の備品を海外に移動 させる場合には、用度や管財(財務)等の担当部署への許可申請も必要なはずですので、 そうした申請も行い、関連部署と外為法に基づく安全保障貿易に係る輸出管理上の手続き に関して十分打合せを行って、それらの承認を得た上で、必要な手続きを進めてください。 最も重要なことは、研究活動において海外へ提供する資機材や技術の仕様を確認し、法令上の どの規定項目に該当するかを精査することです。この際参考になるのが、前述した安全保障貿 易管理課HP(旧版)にある「貨物・技術のマトリクス表」や「羅針盤」です。

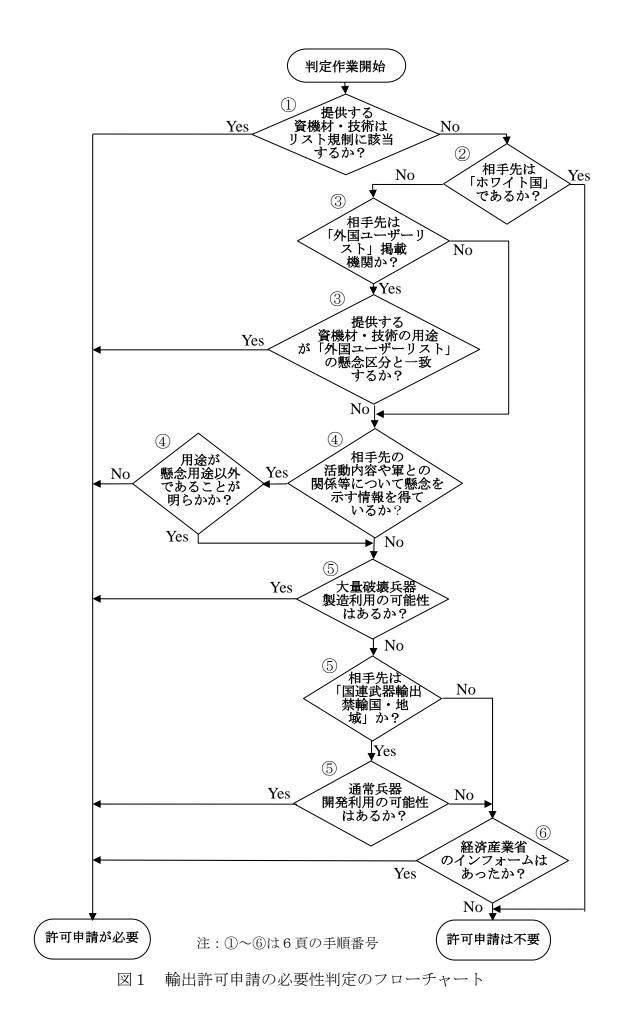


図1は以下の輸出許可申請の必要性判定手順をフローチャートにしたものです。この手順 に従って判定すると、効率がよく間違いも少ないと思われます。

- ① 提供する資機材・技術がリスト規制の対象に該当するかどうかを確かめます。該当する なら、特例の対象になる場合を除き、許可申請が必要です。
- ② リスト規制の対象には該当しない場合、提供相手先の所在地(居住地)がホワイト国かど うかを確認します。ホワイト国であれば、許可申請は不要です。
- ③ リスト規制の対象には該当しないが、提供相手先の所在地(居住地)がホワイト国ではない場合、「外国ユーザーリスト」に提供相手先が入っていないかどうかを確認します。相手先が外国ユーザーリストに入っている場合、大量破壊兵器キャッチオール規制(第3章参照。)の対象になる可能性が高くなります。特に、「外国ユーザーリスト」に掲載されている相手先の懸念区分が、提供しようとする資機材や技術の懸念用途と一致する時は、許可申請の対象となります。なお、3.で述べた「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例(40品目)」に記載されている資機材や技術を提供する場合には、特に慎重な審査を行うようにしてください。
- ④ ③で許可申請が必要と判断されなかった相手先に対しても、**その活動内容や軍事関係機関等との関係の有無等を把握しておく必要があります。**その結果、大量破壊兵器の開発に携わっている等の懸念が認められれば、やはり許可申請が必要です。
- ⑤ さらに、④で懸念先ではないと判断された相手先でも、提供するものがどのような 用途に使用されるのかを確認し、大量破壊兵器キャッチオール規制に該当するか否か を最終的に判断します。なお、相手先が「国連武器輸出禁輸国・地域」である場合には、 提供する資機材や技術が通常兵器の開発等に用いられる可能性があるか否かを追加吟 味し、その懸念が認められれば、許可申請が必要になります。
- ⑥ 最後に、⑤で許可申請が不要と判断された場合についても、**当該の資機材や技術の輸出に関する経済産業省からの特別な通知(インフォーム)の有無を確認**し、もしそれがあれば、許可申請が必要になります。ただし技術の提供の場合、その内容が不特定多数の者が知り得るものなら、キャッチオール規制等の対象にはなりません。

許可申請に必要な書類や申請窓口、申請手続きの流れ等は、安全保障貿易管理課HPの下の「申請手続き」のところに、「貨物」と「技術」に分けて説明されています。許可申請に関する疑問や不安があれば、各経済産業局の担当部署や経済産業省安全保障貿易審査課(電話:03-3501-2801)に問い合わせることもできます。相談の際は、リスト規制については該当するリストの項目と技術的な仕様を、キャッチオール規制等については仕向地(提供先)、関税定率表の分類番号、用途及び相手先の確認内容を、予め整理しておくと効率的に疑問が解消できます。相談受付時間等は以下のURLを御覧下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/tetsuzuki/madoguchi/main.html

著作:特定非営利活動法人産学連携学会

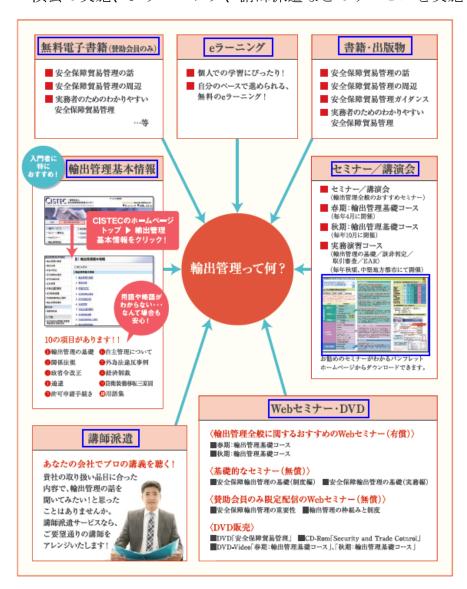
2011年 3月

(参考資料11)

安全保障貿易管理関係情報(CISTECが提供するサービス)

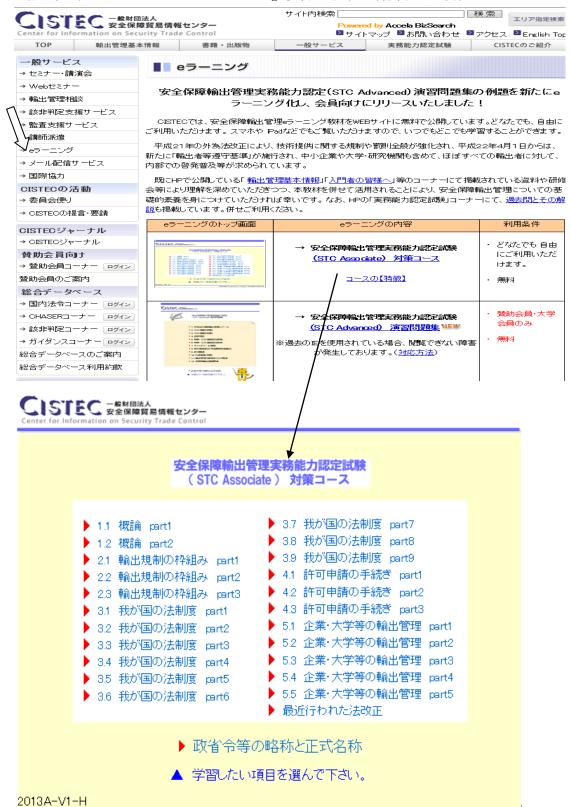
<CISTEC が提供する輸出管理に関する情報提供サービス>

輸出管理基本情報をはじめ、書籍(電子書籍を含む)の販売、セミナー・講演会の実施、e-ラーニング、講師派遣などのサービスを実施



これ以外に、実務能力認定試験、輸出管理相談、該非判定支援サービス、機関紙(CISTEC ジャーナル)の発行などを実施。

(参考1) CISTEC による e-learning 教材の提供(有料・無料)



(参考2) Web セミナーの提供(有料・無料)



<大学等が抱える課題にどう取り組むのか>

- (1)管理体制の構築
 - ①管理体制の構築に当たっては、例えば、以下の資料が参考に 経済産業省:安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス (大学・研究機関用)改訂版

産学連携学会:安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイド

ライン (改訂版)

- ②法令遵守であり、経営層の強いリーダーシップが不可欠
- ③安全保障輸出管理をリスクマネジメントの一環として実施が効率的
- ④小規模大学が独自で対応できない場合、大学の地域ネットワークを構築し、小規模大学の輸出管理をサポートする体制を作るのが現実的
- (2) 制度・手続きを理解している人材の確保
 - ①外部人材の登用

CISTEC では輸出管理人材の募集情報の提供(2010年~):無料(登録人材 200人超)



② 内部人材の育成

CISTEC で提供している情報等の活用

- 輸出管理基本情報の提供(無料)
- 安全保障輸出管理実務能力認定制度の実施(有料)
- e-learning 教材の提供(有料・無料)
- 生セミナー/Web セミナーの提供(有料・無料)
- 輸出管理相談·講師派遣(有料)
- 各種ガイダンス類(書籍等)の販売

特に、知識レベルの指標としての安全保障輸出管理実務能力認 定制度は有効

経済産業省が実施する大学・研究機関向け説明会の活用も (説明会で使用した資料はHP上で公開)

(3) 安全保障輸出管理の対象の把握

把握するためには、事務組織、貨物の輸出・技術の提供を行う研究者 (先生方)の協力が不可欠であり、経営層の強いリーダーシップが必要

- (4) 貨物・技術の該非判定ができる人材の確保
 - ①外部人材の登用
 - (2) ①と同様。ただし、広い分野の該非判定ができる人材の確保 は困難

また、研究者(先生方)と円滑にコミュニケーションをとるため の工夫が必要

②内部人材の育成

- -提供する技術の該非判定が中心
- -広い分野の該非判定ができる人材を育成するのは困難 「提供する技術の内容は、共同研究・留学生受入れを担当する研 究者(先生方)」+「研究者(先生方)とコミュニケーションを図 りながら規制の対象か否かを判断できる人材」で行うのが現実的。 後者の人材(例えばURAの活用など)の育成

(該非判定を支援するツール)

CISTEC:該非判定支援ツールとしての項目別対比表の販売 該非判定支援サービスの提供

経済産業省:貨物・技術の合体マトリックス表を公表

(参考) CISTEC の大学向けサービスの提供

- -CISTEC では、HP 上に大学における輸出管理に関するポータルサイトを設けて、各種情報を提供
- 7月、安全保障輸出管理関係資料集(大学・研究機関用)第2弾を 発行
- -基礎的書籍・基礎的セミナー、輸出管理相談(15件/年)、講師派遣(1回/年)が無料となる大学会員制度のサービスを実施

これ以外にも大学関連の情報を掲載されているので、CISTEC/HPのご活用を!

URL : http://www.cistec.or.jp/

